

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年7月 9日
 東京都作業部会確認年月日 令和元年7月10日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 有明アーバンスポーツパーク スケートボード FOP 整備工事

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本工事は、仮設等のインフラ整備であり、都が経費を負担する理由がある。また、負担額については平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものである。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		経費分担にかかわらず、仮設オーバーレイ整備については、組織委員会が担うこととなっており、本工事は、仮設オーバーレイ整備であるため、組織委員会が一括して執行することが効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本工事は、スケートボード（パーク・ストリート）競技を実施する上で必要なフィールドの整備を行うものである。整備の内容や機能は、IF 要件を満足する必要最小限のものである。	
	効率性	工事費は、都の工事積算標準に準じて、複数社見積りを徴収するとともに、市場価格に精通したコンサルタントの査定を受け、算出されており妥当である。	
	納得性	発注図書は、関係 FA 及び IF 等との協議結果に基づき、作成したものであり、IF 要件を満足する必要最小限のものである。また、積算についても、都の基準、単価に準じて算出されており妥当である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本工事は、仮設オーバーレイ整備であるため、公費を負担する対象として、適切なものである。発注総額が V3 予算内に収まっていることを確認した。なお、大会後の活用については、引き続き調整が必要である。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。